

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

公益社団法人国民健康保険中央会運用 LIFE への移行  
に係る再度の周知について  
計2枚（本紙を除く）

Vol.1512

令和8年6月18日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

事務連絡  
令和8年6月18日

各 { 都道府県介護保険主管課（室）  
市町村介護保険担当課（室）  
介護保険関係団体 } 御中

厚生労働省老健局老人保健課

公益社団法人国民健康保険中央会運用 LIFE への移行に係る再度の周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃からご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

科学的介護情報システム (LIFE) については、厚生労働省において運用を行ってきたところですが、令和8年5月11日から公益社団法人国民健康保険中央会による運用が開始されています。運営主体の移管に伴う事業所・施設で必要な作業（以下「移行作業」という。）については、令和8年3月23日 Vol. 1484 介護保険最新情報、令和8年4月21日 Vol. 1495 介護保険最新情報、令和8年5月22日 Vol. 1504 介護保険最新情報により既にお知らせしたところですが、令和8年6月18日時点においても、一定数の事業所・施設においては、移行作業が完了しておりません。

これまでご案内したとおり、LIFE を引き続き利用し、LIFE へのデータ提出が必要な加算を継続して算定するためには、事業所・施設において移行期間内に必ず移行作業を行っていただく必要があります。

つきましては、事業所・施設等が移行作業にあたって参考にさせていただく情報等について以下のとおり改めてお知らせいたしますので、内容を御了知の上、各都道府県・市区町村におかれましては、移行期間内に移行作業を終了していただけるよう、管内事業所等への周知をお願いします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所等への周知についてご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1. 移行作業を行うにあたって参考にすべき内容

＜厚労省運用 LIFE マニュアル一覧＞

（移行ガイド、よくある問い合わせを含みます）

<https://life-web.mhlw.go.jp/help>

＜説明動画の公開先＞

<https://youtu.be/C6fUsGkF5a4>

### 2. 問い合わせ先

#### (1) 移行作業を実施していない事業所・施設向け

・厚労省運用 LIFE ヘルプデスク  
<https://life-web.mhlw.go.jp/common-inquiry>  
※令和8年7月31日まで受け付ける予定。



#### (2) 移行作業が完了した事業所・施設向け

・国保中央会運用 LIFE ヘルプデスク  
<https://top.life-kkh.jp/common-inquiry>



(注1) いずれのヘルプデスクにおいても、電話での問い合わせは受け付けておりません。

(注2) LIFE の初回ログインには介護電子請求受付システムの ID・パスワードが必要になります。この ID・パスワードや、国保中央会運用 LIFE で使用する電子証明書の導入に関する問い合わせは、「介護情報基盤ポータル」にお願いします。

・介護情報基盤ポータル お問い合わせ

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/inquiry/input>